

1. 本発表の目的

弁護士法23条の2の規定に基づく弁護士照会については、照会される内容に個人情報等が含まれる場合であっても、「法律の規定によるもの」として、本人の同意なくして開示可能であるとされている（個人情報保護法16条3項ほか）。しかしながら、弁護士紹介を受けた団体の中には、開示拒絶に関する刑罰規定がないことも与って、情報開示を拒絶する者も決して少なくない。これに対して、弁護士会は、民事訴訟において損害賠償を請求することにより、照会に応じない者に対する事実上の制裁を加えようとしている。

ごく最近、弁護士会に対する損害賠償を認めた高裁判決が下され（名古屋高判平成27年2月26日平成25年(ネ)957号）、全当事者が現在、最高裁に上告ないし上告受理申立をしているため（最高裁第3小法廷平成27年(オ)823号・824号、平成27年(受)1035号・1036号・1037号）、近い将来、この問題に関する最高裁判決が下される可能性が高くなっている。また、この訴訟においては、転居届に記載された転居先住所が、郵便法8条の規定する「信書の秘密」に該当するか、という、法律上興味深い論点も付け加わっている。

本発表では、以上の観点に基づき、弁護士照会に応じないことが不法行為として損害賠償責任を構成するか否かに関する上記名古屋地裁・高裁の裁判例を、関連する諸判決を含めて分析し、弁護士照会制度と個人情報保護制度との関連について検討するとともに、郵便物における「信書の秘密の保護」の実質的意味内容について、改めて考察してみたい。

2. 裁判例の紹介

本件の当事者は、弁護士照会を行ったX弁護士会、弁護士照会を受けた郵便事業者であるY社、及び、本件弁護士照会を申し出た弁護士の依頼者である個人Zである。

Zは、訴外事業者Aとの間で行った未公開株式取引が詐欺であったとしてAに対して損害賠償を求め、AがZに対して200万円を支払う旨の和解を成立させたが、Aは、Zに和解金を支払うことなく、事務所を引き払って行方が分からなくなった。そこでZの代理人弁護士はX弁護士会に、Y社の保有するAの転居届に記載されたAの転居先を報告するよう申し出、X弁護士会はこれを承けてY社に対して転居届に関する情報の提供を求めたところ、Y社は、①転居届に記載された転居先情報は、郵便法上の「信書の秘密」に該当する、②弁護士照会に応じて転居先情報を開示すると、Aから損害賠償を請求されるおそれがある、として、情報の提供を拒絶した。

郵便法8条の規定する「信書の秘密の確保」に関して、本件で解釈上争われる問題は、転居届が果たして「信書」に該当するか、また、「郵便物に関する秘密」の中に、「受取人住所」が含まれるかであった。Y社は、昭和28年段階における当時の郵政省から法制局宛の照会事項の中で、検察官ないし警察官が捜査上必要があるとして転居届の開示を求めてきた場合、信書の秘密を理由にこれを拒絶できるか、との照会に対し、法制局から、受取人住所から郵便物の内容を推測することが不可能でなく、また、捜査上真に必要な場合には裁判所からの令状が発布される筈であるから、信書の秘密の内容に受取人住所を含めて考えて差し支えない、との回答を得ている、と主張した。これに対して、X弁護士会は、

転居届は単に受取人がY社に対して郵便物の転送先を指示した文書に過ぎず、信転居先情報は郵便物の内容とは別次元のものであるから信書には該当しない、また、住居表示等は現在でも多くの者が表札等において公開をしており、転居先情報は「郵便物に関する秘密」に該当しない、としてこれを争った。

他方、Y社は、最判昭和56年4月14日昭和52年(オ)323号民集35巻3号620頁を援用して、Y社としては転居届を開示することができないと主張した。この判例は、地方自治体の首長が弁護士照会に応じて、保有していた個人に関する刑罰履歴を開示したことに対し、開示対象となった個人からの国家賠償請求に対して、かかる開示が違法であるとき、国家賠償が命ぜられた事案である。この事件での弁護士照会は、別件の労働訴訟等で、刑罰履歴について証明がない、とされたことにより、会社側の弁護士の申出に基づいて行われたものであり、情報の提供を求めること自体の違法性が必ずしも明らかでない事案であったが、別件訴訟等において必要となる情報の範囲を厳格に限定せず、一般的に刑罰履歴について開示を求めたものであったため、これに応じたことについて国家賠償が認められたのではないかとする解釈も有力である。

転居届の開示が照会された事案に関する過去の裁判例においては、最高裁判所の判決は、現在のところ出されていない。また、弁護士照会を行った弁護士会が自ら訴訟を提起したのは本件がおそらく初めてであり、これまでの裁判例では、情報を必要とする訴訟当事者本人、あるいは、弁護士会に申出をした代理人弁護士個人が、情報提供を受けられなかったことによる損害を求めて提訴しているところ、従来の裁判例では、弁護士照会により照会を受けた相手方が法律上負う義務は「公法上の義務」であり、不法行為の前提となる「私法上の義務」は存在しないこと、また、当事者本人あるいは代理人弁護士個人は、直接弁護士照会を行っているわけでないため、弁護士照会が拒絶されたことによる「損害」がないとして、結論として損害賠償請求が棄却されている（東京地判平成26年8月7日平成26年(ワ)2804号（金融機関系の任意団体に対する口座情報の照会）、東京高判平成22年9月29日平成21年(ネ)4150号（Y社に対する転居先住所の照会）、福岡高判平成25年9月10日平成25年(ネ)505号（健康保険情報を管理する団体に対する勤務先及び現住所の照会））。もっとも、これらの裁判例の中には、損害賠償責任がないとしても、公法上の義務を照会先が果たさなければ弁護士照会制度の実効性が失われることを切々と説き、弁護士照会に応ずるよう裁判所として求めたい旨を判決文中に述べているものもあるが（前掲東京高判平成22年）、後述するとおり、Y社はこの判決を検討したうえで、以後一律に転居届の開示に係る弁護士照会を拒絶することを決定したと言われている。

他方、弁護士照会を受けて情報提供を拒絶した際に、情報公開請求制度を用いた場合には開示可能だった部分についてまで弁護士照会を拒絶した事案について、当事者本人への損害賠償が認められた事例として、名古屋高判平成23年7月8日平成23年(行コ)22号があり、医療過誤の疑いにより死亡した患者の遺族が、医療機関が消防署に救急搬送を依頼した時刻、事故概要、救急車が通報を受けてから現場に到着するまでの標準所要時間等を弁護士照会したことに対し、救急搬送が依頼された時刻と事故概要とについては情報公開請求により開示可能な情報であったにもかかわらず、これを教示することなく弁護士照会を拒絶したことは、提供可能な情報を正当な理由なく秘匿したことに当たるとして、当事者に対する慰謝料の支払を命ずる一方、代理人弁護士からの損害賠償請求は棄却している。

なお、この事件については、最高裁が上告不受理決定をしたため、高裁の前記判断が確定するに到っている（最決平成23年11月15日平成23年(行ヒ)353号）。

以上を参考として話を本件に戻すと、第一審名古屋地裁（名古屋地判平成25年10月25日平成23年(ワ)7490号）は、次のように判示して、X弁護士会及びZの請求を棄却した。

① 弁護士照会制度は弁護士法に基づく公益のための制度であり、照会を受けた者はこれに応ずる公法上の義務があるが、一方で、漫然と情報を開示することにより損害賠償を命ぜられた最高裁判例も存在する以上、正当な理由のあるときについては、弁護士照会を拒絶することができるというべきである。

② 転居届は郵便事業上知り得た通信に関する秘密であり、郵便法上の守秘義務の対象となるが、秘密性の程度からして、弁護士照会を拒絶できる正当な理由はなく違法である。

③ しかし、従来の裁判例で開示者の責任が認められた例があることから見て、郵便局として開示できるかを直ちに判断できるとは限らないため、開示しなかったことについて、Y社には過失がないというべきである。

これに対して、X弁護士会及びZが控訴したところ、控訴審名古屋高裁は次のように判示して、X弁護士会についてのみ、1万円の損害賠償の支払を命じた。

① 転居届は郵便法上の信書に当たらない以上、転居届の内容である転居先住所が、郵便法上の「信書の秘密」に当たるとすることはできず、Y社が信書の秘密を理由にこれを開示しなかったことは違法である。

② 前記東京高判平成22年の後、Y社は今後継続して弁護士照会がなされるであろう転居届についての対応を社内で検討し、同判決が結論として損害賠償を認めなかったことを主な理由として、今後も全国の支店において一律に弁護士照会を拒絶すべき旨を決定したものであるが、同判決を含む従来の裁判例は、正当な理由のあるときに限って弁護士照会を拒絶することができる旨を繰り返し判示しているのであり、正当な理由の有無について個々具体的に検討判断しないまま、一律に弁護士照会を拒絶したことについては、不法行為責任を問われるべき過失があるといえることができる。

③ X弁護士会への慰謝料としては、1万円が適当であり、X弁護士会が併せて請求していた担当弁護士相互間での代理関係に基づく代理人報酬については、事案の難易と各自の能力からして、代理人弁護士を依頼する必要があったとは言えないため、認容しない。

この控訴審判決に対して、各当事者は、それぞれ次のような理由を挙げて最高裁に上告ないし上告受理申立をしている。

まず、Y社は、X弁護士会に対して慰謝料の支払を命じられた部分に対し、(1)憲法21条2項の解釈の誤り、(2)「通信の秘密」の範囲に関する判断の欠落、(3)郵便法8条と弁護士法23条の2との関係に関する解釈の誤り、(4)最判昭和56年4月14日との矛盾、(5)公法上の義務と不法行為責任とは無関係、と主張して、X弁護士会の請求を棄却するよう主張している。次に、Zは、Y社に対する請求を棄却されたことに対し、(1)弁護士法23条の2は憲法32条の保障として位置づけられるべきである、(2)弁護士法23条の2の解釈の誤り、(3)名古屋高判平成23年7月8日（前記の消防署の事案）との矛盾、を主張している。また、X弁護士会は、Y社の上告に附帯して、(1)開示がなされない状態が継続している現状に対して、口頭弁論時で損害額を算定した判断の誤り、(2)弁護士費用の請求を棄却した判断の誤り、を主張して、慰謝料の増額と弁護士費用を求めている。

本件については、現在最高裁に係属中であり、争われている法律上の論点の性質からして、近い将来、最高裁としての判断が下されることが期待されている。

3. 問題点の検討

本件を典型とする弁護士照会に関する裁判例では、表面上は、弁護士会側の主張する「社会正義の実現」のために情報を関係者に提供すべきであるとの主張と、個人情報取得され管理されている経緯を重視する個人情報管理者側の主張する「情報提供本人との信頼関係の維持」との優先劣後関係の様相を帯びている。従って、個別の事案ごとに両者の利益不利益を比較衡量し、個々の事案ごとに開示の必要の有無について判断すべし、との結論は、裁判所をはじめとする「客観的な第三者」が受け容れやすい議論ではある。

しかしながら、かつてのように、個人の戸籍や住民基本台帳上の情報が原則として公開されていた時代とは異なり、現代では、情報管理者の判断のみで情報開示が理論上も合法化される場合は、極端に小さくなっている。また、誰がどのような情報を取得しているかがある程度の調査により判明するという前提に立つのであれば、複数ある情報管理者のうち誰に対して弁護士照会を行うべきかについて、合理的な基準が存在するのとも問題となる。そもそも、弁護士照会に応ずることが、個人情報保護法にいう「法令に基づく場合」に該当するとしても、情報を開示すべきか否かの決定と、かかる決定に伴う法律上の責任の所在は、あくまで情報を開示した情報管理者の側のみ生ずるものであり、弁護士照会を通じて情報を取得した弁護士会あるいはこれを申し出た弁護士ないし当事者が何らかの責任を負うとする制度や解釈は、全く確立されていない。

このようなことからすると、弁護士照会制度の意義と法制度としての構造については、現代において改めて検討する必要が生じているのではあるまいか。すなわち、現行制度の下では、情報管理者の権限行使が正当か否かという観点のみで制度が設計されているため、弁護士照会された内容ないし背景についての正当性について制度的な保障がないまま、誤って情報が開示された場合における責任を全て情報管理者の側が負うという、関係者間の平衡感がやや疑われる状況が生じてしまっている。また、本件の名古屋高判にしても、Y社が「個別具体的な検討」をしてこなかったことを理由に慰謝料を認めており、Y社において情報を開示すべきか否かに際して依拠しうる合理的基準を示しているわけではない。

以上を要するに、最高裁が、情報管理者が依拠できるような合理的基準を示して弁護士照会に応じて情報を開示すべきか否かを判示しない限り、情報管理者としては、情報管理の職務に忠実であればある程、弁護士照会制度の趣旨に反するとの批判を甘受しつつ、なお情報の不開示に傾かざるを得ない状況に置かれているといえることができる。

また、郵便法上の「信書の秘密」の概念にしても、誰がどこに居住しているかを調査することが、前記のとおり戸籍その他から容易であった時代における解釈をそのまま維持して差し支えないか、さらに、郵便事業それ自体についても、Y社の前身である国家機関ないし公社がほぼ独占的に事業を営んでいた時代と異なり、現在では信書を配送する権限関係をめぐって徐々に事業者間での解釈が異なってきた状況が明確になってきている以上、「受取人住所から郵便物の内容が推測されることがあるから受取人住所は信書に当たる」とのかつての法制局回答における解釈の妥当性を、現時点で改めて検討することは、極めて重要であるものと考えられる。